

水道料金のあり方における答申骨子（案）について

平成 22 年 9 月 28 日

I 形式

諮問内容からすると、水道事業経営全般に渡る諸課題を検討した上での答申となります。これまで、料金体系のあり方を検討する上で進めてきた、水道施設の現地調査をはじめ、課題の抽出、解決策の検討などを含めた答申とするため、答申書は、別紙の形で、報告書形式とします。

II 本文（答申書）の構成

- 1 水道事業を取り巻く状況
- 2 審議経過
- 3 現在の課題
- 4 課題の解決に向けて
- 5 水道料金のあり方
- 6 付帯意見

III 答申骨子

1 水道事業を取り巻く状況

人口減少時代に入り、水に対する関心の高まりや、環境問題の顕在化など、水道事業を取り巻く社会状況は大きく変化するとともに、景気の低迷などにより水需要が落ち込み、今、秦野市の水道事業経営は、大変、厳しい状況にあります。

2 審議経過

開催日	内容
(第1回) 4月13日(火)	・委嘱状交付 ・平成22年度予算について
(第2回) 5月19日(水)	・水道施設現地調査
(第3回) 6月23日(水)	・はだの水道ビジョンについて ・秦野市水道事業の抱える課題について
(第4回) 7月8日(木)	・平成21年度決算について ・施設整備計画について

(第5回) 7月26日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 ・水道事業の持続面の課題への対応について ・水道料金算定の仕組みについて ・秦野市の水道料金の現状について ・財政推計について
(第6回) 8月19日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・料金改定による財政計画(案)について ・総括原価と配分について ・料金体系のあり方について
(第7回) 9月1日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの水道審議会の審議内容について ・料金改定シミュレーションについて
(第8回) 9月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・料金表の改定案について ・料金のあり方の答申骨子について

3 現在の課題

- (1) 水質管理と監視の強化
- (2) 水道施設の劣化
- (3) 耐震管路の整備の遅れ
- (4) 震災など非常時に対する水道施設の対応の遅れ
- (5) 2年連続赤字決算
- (6) 未収金への対応
- (7) 県水受水費の負担
- (8) 経営の効率化

4 課題の解決に向けて

(1) 施設整備計画の推進

耐震化を含めた水道施設の計画的な更新を内容とする「施設整備計画」については、財政的な裏づけを行い、早急かつ着実に実施するべきです。

(2) 経営基盤の安定化

「はだの水道ビジョン」の将来像である「おいしい秦野の水をいつまでも」を実現する施設整備を着実に進めるためにも、2年連続赤字決算の原因を解決して、経営基盤を安定させなければなりません。

(3) 企業努力

経費削減などの企業努力については、安全面軽視の行き過ぎた経費削減にならないよう、よく精査した上で、公営企業として、持続可能な範囲内で最善の努力をするべきです。

なお、県水受水は、災害などに備え、引き続き受水の必要があると思いますが、県企業庁などに対して、負担軽減や責任水量の見直しなどをさらに求めるべきです。

(4) 料金改定（負担の増加）

秦野市の水道事業は、明治23年に給水を開始した「曾屋区水道」から、今年120周年を迎えました。浄水設備を備えた近代水道としては、横浜、函館に次いで日本で3番目の歴史を有します。ふるさとの水に懸けた先人の思いを、次の世代に確実に伝えることが、今の私たちに課せられた使命です。

耐震化などの施設整備を計画的に進める財源を確保できるよう、事業収益の中心である水道料金の改定を行うべきであると考えます。しかし、改定に当たっては、企業や一般家庭への負担を考慮し、やむを得ない範囲にとどめるべきであると考えます。

(5) 施設整備計画を着実に進めるための財政計画の策定

ア 財政計画期間は、新総合計画の計画期間と同じ、平成23年度から32年度までの10年間とするべきです。

イ 社会経済情勢が不安定な今、10年間の中期見通しでは給水需要などの予測に誤差が生じるため、料金算定期間は、平成23年度から27年度までの5年間で妥当であると考えます。

ウ 健全経営を確保するために、各年度の収益的収支において、損失（赤字）が生じないようにするべきです。

エ 施設整備をはじめ、今後の財政計画期間内に計画する事業を実施するには、水道料金の改定に加え、企業債（借金）の増額が必要となります。

しかし、今後の水需要の増加が見込めないことや、後年度負担の増加を考えると、企業債残高を増やすことは適当ではないと考えます。

企業債の借入額については、企業債残高を少しずつでも減少でき、かつ料金改定による市民負担への影響が少ない、4億円が妥当であると考えます。

オ 財政計画における補てん財源残高については、災害などの理由で、給水収益が全く収入できなくなった場合でも、大規模修理や企業債の償還金などへの対応のため8億円から10億円程度の確保が望ましいと思います。

なお、事故や災害などが発生した場合に対応するための水道事業基金は、平成33年度以降に集中する主要な水道施設の更新に備えるためにも、少しずつ積み増しを進めるべきと考えます。

5 水道料金のあり方

(1) 現状と課題

ア 秦野市は、実質的に、平成7年度以降、15年間も料金改定を行っていません（平成17年度に農業用用途の料金表を新設しました）。全国の事業体と比べて料金が安いのは、適切な維持管理と効率的な水道事業経営を行ってきた結果であると思いますが、水道事業の課題への対処が遅れ、販売損失が広がっています。

イ 使用水量が多くなるほど単価が高くなる逡増制体系は、これまで、節水

を促す一定の役割を果たしてきましたが、負担の公平性に欠けた料金体系となっています。

ウ 秦野市の業務用料金体系は、家事用よりも逓増性が高く、また、料金設定も高いため、使用水量が家事用の約3分の1であるにもかかわらず、料金収入の約半分を負担する結果となっています。

そのため、企業の使用水量の増減に、影響を受けやすい料金体系、つまり、景気に左右されやすい料金体系となっています。

エ 基本料金の設定が低く、経常的に発生する施設維持管理費など、必要な固定費の回収ができていないため、使用水量の減少により、水道事業経営の赤字を引き起こす要因の一つとなっています。

オ 「浴場用」の用途は、過去20年以上もの間、適用がありません。この用途は、すでに役割を終えているものと思われます。

(2) 料金改定

ア 改定率

料金算定期間を平成23年度から27年度までの5年間とする財政計画から考慮すると、改定率は、平均23パーセントが理想的ではあるが、家事用利用者の負担増を極力抑えるため、補てん財源残高を8億円とする平均21パーセントの水道料金の引き上げにとどめるべきと考えます。

イ 改定時期

水道事業経営の状況や、水道施設の耐震化などを早急に進める必要性を考えると、平成23年4月1日からの改定が望ましいと考えます。

ウ 料金体系

(ア) 原則

料金体系は、本来、受益者負担の原則から使用者に公平な費用の負担を求めるものでなければなりません。

また、健全な経営ができるように、財政基盤が安定する収入を確保できるものでなければなりません。

(イ) 基本料金のあり方

施設維持管理費などの固定費は、使用水量の多少に関わらず発生する費用です。これを基本料金で回収することは、公平な負担であり、料金収入に占める基本料金の割合を高くすることは、安定した収入を確保することにもつながります。

(ロ) 業務用料金の負担緩和

秦野市の業務用料金は、家事用よりも逓増性が高く、また、料金設定も高いため、料金収入の約半分を負担する結果となっています。

家事用との負担の公平化を図り、社会環境や経済動向による使用水量の変動に、影響を受けにくい料金体系にするべきです。

(ハ) 逓増性の緩和

節水を意図した逓増制体系は、これまで一定の役割を果たしてきま

したが、今後、より負担の公平化を進めるためには、これを緩和する
必要があります。

(オ) 公平な改定

負担が急増する 改定、改定率や改定額にあまりにも大きな差のある
改定は、市民生活や企業活動に大きな影響を及ぼします。

その視点を踏まえるのが、「公平な改定」であり、段階的な改定など
の方法を取るべきです。

エ 料金表

別紙として、添付します。

6 付帯意見

- (1) 今後、口径別、一部料金制なども視野に入れ、引き続き、公平な料金体
系を研究されるよう要望します。
- (2) 来年春に改定する場合は、実質的な改定として15年ぶりとなります。
改定に当たっては、負担増の必要性や料金負担の公平性などについて、利
用者へしっかりと説明することを要望します。